内閣衆質二一三第八号

令和六年二月六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチン接種に用いられるRNAワクチンの安全性及び有効性に関

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出新型コロナワクチン接種に用いられるRNAワクチンの安全性及び有効性

に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、政府としては把握していない。

一の2について

お尋ねについては、 政府として詳細を把握していないため、 お答えすることは困難である。

一の1について

お尋ねの「シミアンウイルス四〇の発がん性」に関しては、政府として、化学物質の発が ん性の評価等

を実施している国際がん研究機関においてグループ3(人に対する発がん性について分類できないもの)

に分類されていると承知している。

一の2について

お尋ねの「シミアンウイルス四〇の塩基配列と共通する箇所」 の具体的に意味するところが必ずしも明

らかではないが、御指摘の 「ファイザー社コロナワクチンに含まれるmRNAの塩基配列」の中に

ね アンウイルス四○の塩基配列」の中の特定のたんぱく質を生成する塩基配列は含まれていないため、 \mathcal{O} ¬ m RNAからシミアンウイルス四〇のタンパク質が産生される可能性」は考えられ お 尋

二の3について

り、 とされているところ、 はそれらの使用による感染症 年法律第百四十五号) 握していない。 者となる確率が高まること」やが は効果を有しないことを示す研究報告を知ったときは、 \mathcal{O} に関する法律施行規則 重大な疾病、 御指 医薬品 摘 \mathcal{O} の製造販売業者は、 「研究等」 なお、 障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に使用するワクチン 第六十八条の十第一項及び医薬品、 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 医薬品、 (昭和三十六年厚生省令第一号) の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医薬品 当該医薬品 医療機器等の品質、 んの 「発生を促進させる効果」 の副作用若しくはそれらの使用による感染症により 有効性及び安全性の確保等に関する法律 厚生労働大臣にその旨を報告しなけ 第二百二十八条の二十第一項第二 医療機器等の品質、 当該医薬品 を確認した研究について、 の副 有効性及び安全性 が承認を受けた効能若しく 作用 御指摘のような「がん患 による症 (以 下 二号口 政府として把 ればならな 「新型コロナ (昭 が \mathcal{O} 例等若しく 規定によ \mathcal{O} んその他 和三十五 確 保等

カン ワクチン」という。)の製造販売の承認がされた令和三年二月十七日から現在までの間に、 御指摘のような研究に関する報告はなされていない。 製造販売業者

三の1について

%ら、

I D ナウイルス感染症の イルス感染症の発症等を予防」 ワクチン分科会において、 お · 尋 一十九発症予防効果が期待できる」とされたことを踏まえ記載したものであり、 ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 重症化の予防」 「ファイザー社 との記載は、 との記載は、 令和三年二月十五日等に開催された厚生科学審議会予防接種 の新型コ 厚生労働省ウェブサイトにおける御指摘の 令和五年六月十六日の同分科会にお 口 ナワクチン () 価: 従来株) 」について「CO 御指摘 いて、 「新型コ \mathcal{O} 「ファイザ 新型 ロナウ コ 口

社

のオミクロ

ン株対応

一価ワクチン」のような

「流行株の成分を含むワクチンは、

重症:

化予

, 防 効 果

は

もとより、

発症予防効果

への寄与も期待される」とされたことを踏まえ記載したものである。

ミクロ 疾病の発生及びまん延を予防する」ことにならないのではない また、 ン株対応ワクチン」は、 「重症 化予防の効果しかない 前述のとおり、 のであれ 同分科会において、 ば • 予防接種法 か とのお尋ねについ 「重症化予防効果はもとより、 第 条の 「伝染の ては、 御指 おそれ 摘 発症予 がある \mathcal{O} 「オ

いて、 防効果への寄与も期待される」とされているところ、令和二年十一月十三日の衆議院厚生労働委員会にお 待できなくても、 というふうに考えております」と答弁しているとおりであり、 きれば、 政府参考人が 蔓延予防の効果を有するものとして、 ある程度の発症予防効果や重症化予防効果があり、 「対象となるワクチンに感染予防の効果があるか、若しくは、感染予防効果までは期 臨時接種の目的である疾病の蔓延予防に資するものである 「疾病の発生及びまん延を予防する」ため 集団での発症、 負荷の軽減を期待で

三の2について

に接種することとしている。

き、 れ に て確 審議会予防接種 た ついては、 御 指 認されたことを踏まえ記載したものである一方、 「オミクロン株対応ワクチン」を含めた新型コロナワクチンに係る有効性等について、 と確認されたことを踏まえ記載したものであり、 摘 \mathcal{O} 「従来株対応ワクチン」に係る記載については、 令和 • 五. ワクチン分科会において、 年九月八日 の同分科会において、 臨床試験についての御指摘の 御指摘の 「非臨床データ」 「数値」 令和三年二月十五日等に開催された厚生科学 「オミクロン株対応ワクチン」 0) 記載はないところであ により ような 中 「数値」 -和抗体 等の結果に の誘導が こるが、 「数値」も含 に係 引き続 認 :る記載 めら